

具体的かつ詳細な随意契約理由について(物品等)

様式13

No.	案 件 名 称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込・円)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和6年度 大阪市役所 本庁舎ごみ貯留ドラム修繕	09D 機械器具 設置工事	新明和工業株式会社	1,523,500	令和6年10月15日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-
2	令和6年度 大阪市役所 本庁舎ボイラー用真空給 水ポンプ修繕	05 給排水衛 生冷暖房工事	株式会社荏原製作所	1,122,000	令和6年10月23日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-
3	令和6年度 大阪市役所 本庁舎冷却塔修繕	05 給排水衛 生冷暖房工事	日本ビー・エー・シー株 式会社	1,870,000	令和6年10月29日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-
4	令和6年度大阪市役所本 庁舎1階西側風除室自動 ドア修繕	14L 建具工事	ナブコドア株式会社	1,980,000	令和6年10月30日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-
5	令和6年度 文書交換所 書類運搬設備垂直搬送機 修繕	02 機械設備 等保守点検	第一工業株式会社 大阪支店	1,199,000	令和6年12月3日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-
6	総務事務システムサーバ 機器等一式 長期借入(継 続借入)	12 賃貸 02 事務用品賃 賃 02 情報処理用 機器	三菱HCキャピタル株 式会社	164,124,048	令和6年12月12日	地方公共団体の物品等又 は特定役務の調達手続の 特例を定める政令第11条 第1項第2号	W2	適用
7	令和6年度大阪市役所本 庁舎地下2、3階南側風除 室自動ドア修繕	14L 建具工事	ナブコドア株式会社	1,930,500	令和6年12月25日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 大阪市役所本庁舎ごみ貯留ドラム修繕

2 契約の相手方

新明和工業株式会社

3 随意契約理由

本修繕は、本庁舎のごみ貯留ドラムの部品が劣化しているため、部品の交換を行い機能の回復を行うものである。

本庁舎のごみ貯留ドラム設備は、新明和工業株式会社がメーカー独自の技術により設計・製造した製品を設置していることから、当該事業者以外では技術面の対応が不可能であり、かつ修繕後の性能・作動状態等を保証することができないため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部総務課庁舎管理グループ（電話番号 06 - 6208 - 8197）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 大阪市役所本庁舎ボイラー用真空給水ポンプ修繕

2 契約の相手方

株式会社荏原製作所

3 随意契約理由

本修繕は、本庁舎の空気調和設備において、空気を加湿するために使用する真空給水ポンプの部品が劣化しているため、部品の交換を行い機能の回復を行うものである。

本庁舎のボイラー用真空給水ポンプは、株式会社荏原製作所がメーカー独自の技術により設計・製造した製品を設置していることから、当該事業者以外では技術面の対応が不可能であり、かつ修繕後の性能・作動状態等を保証することができないため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部総務課庁舎管理グループ（電話番号 06 - 6208 - 8197）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 大阪市役所本庁舎冷却塔修繕

2 契約の相手方

日本ビー・エー・シー株式会社

3 随意契約理由

本修繕は、本庁舎の冷却塔の部品が破損しているため、部品の交換を行い機能の回復を行うものである。

本庁舎の冷却塔は、日本ビー・エー・シー株式会社がメーカー独自の技術により設計・製造した製品を設置していることから、当該事業者以外では技術面の対応が不可能であり、かつ修繕後の性能・作動状態等を保証することができないため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部総務課庁舎管理グループ（電話番号 06 - 6208 - 8197）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 大阪市役所本庁舎1階西側風除室自動ドア修繕

2 契約の相手方

ナブコドア株式会社

3 随意契約理由

本修繕は、本庁舎に設置している1階西側風除室自動ドアの部品の取替を行い、機能の回復を行うものである。

本庁舎における自動ドアでナブコドア株式会社製のものは、ナブコドア株式会社がメーカー独自の技術により設計・製造した製品を設置しており、当該会社以外では技術面の対応が不可能であり、かつ修繕後の性能・作動状態等を保証することができない。

以上のことから本修繕が行えるナブコドア株式会社を特名とし、随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部総務課庁舎管理グループ（電話番号 06-6208-8197）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 文書交換所書類運搬設備垂直搬送機修繕

2 契約の相手方

第一工業株式会社 大阪支店

3 随意契約理由

当該設備において、特殊な技術、手法が必要かつ特注の部品を用いるため、当該業務の履行が可能な事業者が特定されるため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部行政課（電話番号 06 - 6208 - 7433）

随意契約理由書

1 案件名称

総務事務システムサーバ機器等一式 長期借入（継続借入）

2 契約の相手方

三菱HCキャピタル株式会社 関西第一営業部

3 随意契約理由

総務事務システムの次期機種更新時に向け、令和8年1月に現行サーバ機器を大阪市共通クラウド上へ移行する計画であることから、1年間のサーバ調達が必要となるが、現行サーバ機器を引き続き使用しない場合は、新たなサーバ上に総務事務システムを再構築する等の作業が必要となり、別途移行費用等が発生し不経済となるほか、再構築には1年以上の期間が必要であり、総務事務システムの運用に多大な支障が生じることから、現在の契約相手方である三菱HCキャピタル株式会社と1年間のリース延長にかかる特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 担当部署

総務局人事部管理課（電話番号 06-6105-2054）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 大阪市役所本庁舎地下2、3階南側風除室自動ドア修繕

2 契約の相手方

ナブコドア株式会社

3 随意契約理由

本修繕は、本庁舎に設置している地下2、3階南側風除室自動ドアの部品の取替を行い、機能の回復を行うものである。

本庁舎における自動ドアのナブコドア株式会社製のものは、同社がメーカー独自の技術により設計・製造した製品を設置しており、同社以外では技術面の対応が不可能であり、かつ修繕後の性能・作動状態等を保証することができない。

以上のことから本修繕が行えるナブコドア株式会社を特名とし、随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部総務課庁舎管理グループ（電話番号 06-6208-8197）